

美浜少年自然の家をご利用の皆様

美浜少年自然の家のご利用をご検討中の皆様 へ

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言期間延長に伴う
愛知県美浜少年自然の家の施設一部利用制限について

令和3年2月3日

愛知県美浜少年自然の家

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき、愛知県に緊急事態宣言が発出されましたが、その期間が延長されました。

当施設におきましても、下記の通り、臨時的に一部利用制限を設けておりましたが、引き続きこの対応をとることとなりました。既にご予約いただいている団体様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、施設のご利用は、施設側も、利用者の方も感染防止対策を実施していることが前提となります。美浜少年自然の家での感染症対策は、次の通りです。

- ・ 館内に、手指消毒用のアルコールを設置しております。
- ・ 定期的に換気、館内消毒を実施しております。
- ・ 職員はマスクを着用して業務を行います。
- ・ 入所時に消毒セットをお渡しして、ご利用団体様に使用場所の消毒をお願いしております。
- ・ 三つの「密」を避けるような宿泊室部屋割りや食事、入浴等の時間割を組んでおります。
- ・ 宿泊、日帰りのご利用共に、施設へ立ち入られた方全員の名簿の提出をお願いしております。

各団体様におかれましても、十分な対策を講じたうえでご利用をお願いいたします。

食堂(株式会社みはま)は、引き続き短縮営業を行っております。ご利用の方は、電話番号 0569-88-5585 へお電話いただくか、syokudo@mihama.org へメールでご連絡ください。ご不便をおかけしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

- (1) 期間 : **令和3年1月19日(火)から 2月7日(日) まで**
3月7日(日)
- (2) **体育館、講堂及び研修室等の夜間利用を、午後8時までとします。**
- (3) 既に夜間利用を予約されている場合は、午後8時までに活動を終わっていただきますよう、ご協力をお願いいたします。
- (4) 今後の感染拡大などの状況によっては、利用制限の期間を延長する場合があります。

愛知県美浜少年自然の家 事務室

電話 0569-88-5577